

竹林の管理に関して

景観美化・防災に関する
条例によって、所有者の
管理責任を明確化する

地域行政単位
(県・市区町村)

林業従事者もしくは竹を利用する
事業者へ管理委託する

竹林所有者
(圏内外問わず)
自己管理しているものは除く

- ①無償(廉価)管理委託制度を策定し、自治体
に管理委託出来るようにする
- ②事業の維持は、雇用の維持につながるため、
最低20年をめどにする

林業従事者

(竹を有効活用する事業計画の提出
もしくは有効利用事業者との連携)

全量納入義務化

竹の有効利用事業者
(行政として誘致)

農業用肥料
製造
(切断時の切屑)

集成材製造
(太さ 8cm~13cm)

納入された竹の全量
処理&製品化

畜産用飼料
製造
(削り過程の屑)

竹のスプーン・
フォーク・
ストロー等製造
(切り屑等)

燃料製造
(4面成形時
の削り屑)

シリカ製造
(枝葉)

農業・畜産事業者

建材メーカー&卸業
者(ハウスメーカー
等)

自社利用&
バイオマス
発電事業者

化粧品
メーカー
等